

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（都内在住者用）

東京都

必要書類／申請区分	新規	変更届出	再交付	備 考						
① 申請書又は届出書 (様式あり)	○	○	○	申請・届出用紙は申請窓口にて配布のほかダウンロードもできます。						
② 認 印	○	○	○	署名（サイン）に替えることができる。						
③ 「健康診断書」 (様式あり)	○			医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3か月以内に発行したもの。						
④ 合格証書 原本	○			合格証書原本は窓口にて写しと照合後に返却。						
合格証書 写し（合格証書をコピーしたもの）	○	(○) ※1	○	合格後に氏名変更がある場合、戸籍抄本（3か月以内発行）を添付。 ※1 他道府県から都内に転居した方のみ必要。						
⑤ 履 歴 書	○			<ul style="list-style-type: none"> 氏名欄は自署すること。 賞罰の欄に「1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者でない。」旨を明記のこと。 市販の履歴書用紙でよい。 履歴書への写真貼付は不要。 						
⑥ 写真(2枚) 注 複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 最近6か月以内に撮影したもの 無帽、正面、上半身、無背景 縦 3cm×横2.5cm モノクロ、カラーどちらでも可 裏面に氏名を記入のこと。 						
⑦ 全国通訳案内士登録証		○	(○) ※2	※2 亡失（紛失）の場合は、理由書を添付。						
⑧ 変更した事実を証する書類		○ ※3		<p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事由</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所変更</td> <td>住民票(3か月以内発行)※3</td> </tr> <tr> <td>氏名変更</td> <td>戸籍抄本(3か月以内発行)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 住民基本台帳ネットワークシステムにより、本人情報の確認を受ける場合は、添付不要。</p>	変更事由	必要書類	住所変更	住民票(3か月以内発行)※3	氏名変更	戸籍抄本(3か月以内発行)
変更事由	必要書類									
住所変更	住民票(3か月以内発行)※3									
氏名変更	戸籍抄本(3か月以内発行)									
⑨ 住民票 注 マイナンバーが記載されている住民票は不可	○ ※3			3か月以内に発行されたもの 上記⑧※3に同じ						
⑩ 手数料(円) 注 複数言語申請の場合は、言語ごとに必要。	5,100	4,000	4,000	現金でお釣りがないように、ご用意ください。 ※登録証交付を郵送希望の場合、市販の定形封筒に送付先の住所・氏名を記入し、392円分の切手を貼ってご持参ください。（登録証の大きさ：6cm×9.5cm）						

1 「全国通訳案内士登録証」は各言語につき1枚発行します。

複数の言語について登録する方は言語ごとに登録証の交付申請を行ってください。

2 消えるボールペンで記入したものは受理できません。

3 平成18年4月1日法改正により、法改正前に交付した「通訳案内業免許証」は「通訳案内士登録証」とみなされます。

4 平成30年1月4日法改正により、法改正前に交付した「通訳案内士登録証」は「全国通訳案内士登録証」とみなされます。

5 申請・問い合わせ先 東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 24階北側 電話 03-5320-4769 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時（12時～13時を除く）

<旧免許証の有効期限>昭和58年12月10日法改正

交付時期	有効期限	摘 要
58.12.10 以後	なし（「永久免許」）	(1)そのまま有効 (2)希望者 → 再交付申請（要問い合わせ）
58.12.9 以前	58.12.10～63.12.9	
	58.12.9 以前	新規申請